

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第122号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(職員)」を付し、同条第1項中「事務所」の右に「(京北・左京山間部土木事務所を除く。)」を加え、同条第2項中「事務所に担当課長」を「前項に規定する事務所に次長」に改め、同条第3項を削る。

第6条中「担当課長、」を削り、同条を第7条とする。

第5条第2号中「調整管理課及び」を削り、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 京北・左京山間部土木事務所にあつては、土木管理部の所管に属する事務のうち建設局長が必要と認める事務に関する事。ただし、右京区役所京北出張所の所管区域内におけるものに限る。

第5条を第6条とする。

第4条本文中「あるときは」の右に「、次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは」を加え、同条ただし書を削り、同条を第5条とする。

第3条第2項中「所長補佐は、」を「次長は所長を補佐し、所長補佐は」に改め、同条第3項中「担当課長、」を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

第3条 京北・左京山間部土木事務所に次の職員を置く。

所長

管理係長

その他の職員 若干人

2 前項に規定する事務所に次長、所長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

別表左京土木事務所の項中

左 京 区

を

左京区（京北・左
京山間部土木事務
所の所轄区域を除
く。）

に

改め、別表西部土木事務所の項中「及び右京区」の右「（京北・左京山間部土木事務所の所轄区域を除く。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

京北・左京山間 部土木事務所	京都市右京区京北周山町上寺田1番地の 1	左京区役所花脊出張所 及び久多出張所並びに 右京区役所京北出張所 の所管区域
-------------------	-------------------------	---

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)